

ニボルマブの最適使用推進ガイドライン（頭頸部癌）について

平成 29 年 3 月 24 日付けで厚生労働省より、頭頸部癌に対するニボルマブ（オプジーボ®）の最適使用推進ガイドラインが公表され、併せて「抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について」が発出されました。

本ガイドライン（GL）には、ニボルマブを使用するために必要な施設要件として、下記の記載がございます。

4. 施設について

①-2 頭頸部癌の化学療法及び副作用発現時の対応に十分な知識と経験を持つ医師又は歯科医師（下表のいずれかに該当する医師又は歯科医師）が、当該診療科の本剤に関する治療の責任者として配置されていること。

表

<ul style="list-style-type: none">医師免許取得後 2 年の初期研修を終了した後に 5 年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2 年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。
<ul style="list-style-type: none">医師免許取得後 2 年の初期研修を終了した後に 4 年以上の耳鼻咽喉科領域の臨床研修を行っており、うち、2 年以上は、がん薬物療法を含む頭頸部悪性腫瘍診療の臨床研修を行っていること。
<ul style="list-style-type: none">医師免許又は歯科医師免許取得後の初期研修を終了した後に、5 年以上の口腔外科の臨床研修を行っており、うち、2 年以上は、がん薬物療法を含む口腔外科のがん治療の臨床研修を行っていること。 <p>なお、本剤による治療においては副作用等の全身的管理を要するため、患者の治療に当たる歯科医師は本表のいずれかに示す条件を満たす医師（頭頸部癌の化学療法及び副作用発現時の対応に十分な知識と経験を持つ医師）との緊密な連携のもとに診療すること。</p>

歯科・口腔外科の患者さんで本剤の適応となる場合、本剤の治療にあたっては最適使用推進ガイドラインにおいて緊密な医科歯科連携が求められておりますので、会員の皆様には配慮いただきますよう宜しくお願い申し上げます。